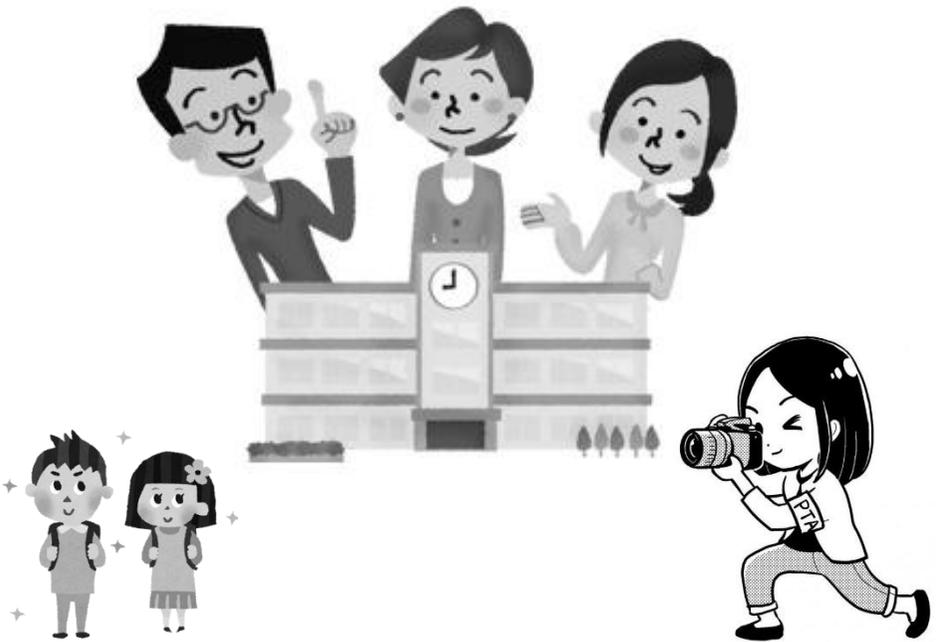


令和6年1月改定

# PTA活動

## ガイドブック

～PTA 活動の紹介とお誘い～



川崎市立西菅小学校 PTA

# PTA って何だろう？

Parent & Teacher Association = 保護者と教職員の会。

小学校では PTA 本部役員の保護者が主体となり、学校長・教職員と一緒に子ども達のために活動する団体です。

令和5年度より「PTA 会員資格証」を発行しています。これは、PTA に入会していることを確認する手段のものです。万が一、不要な場合は、PTA 本部へ、PTA メールにて申し出てください。

## ◆西菅小学校 PTA の活動

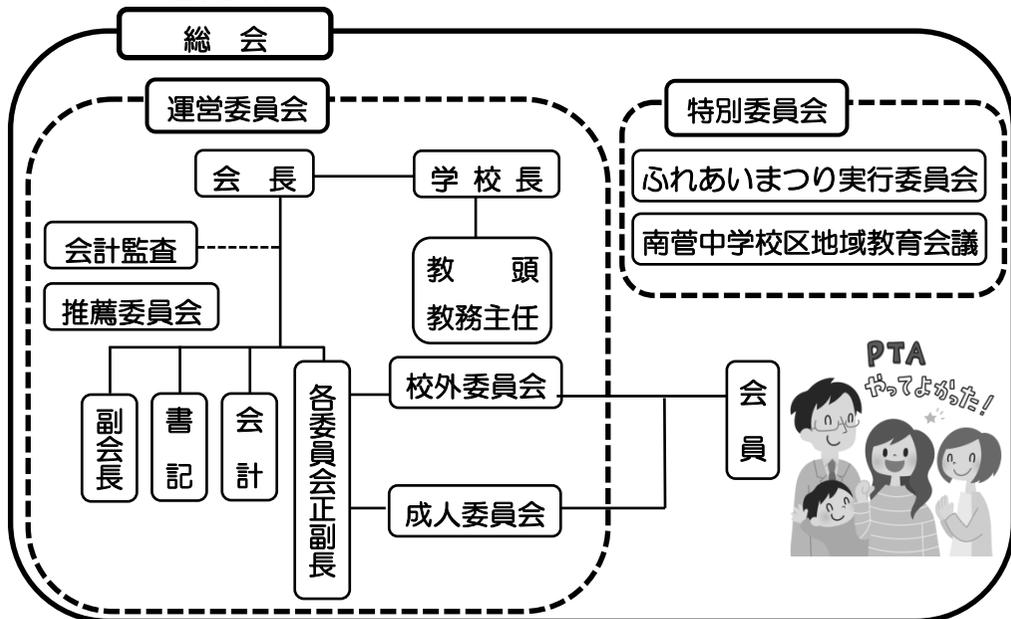
### 活動目的

- ・子ども達の環境と安全を守る。
- ・家庭と学校の連帯。
- ・保護者同士の交流の場。
- ・学校行事への協力。
- ・地域とのつながりを持つ。

### 運営費用

会費は一家庭につき 300 円/月。  
貴重な会費を有効に活用するため、毎年本部会計を中心に予算を立て、総会で決算報告を行います。

## ◆PTA 組織図



# 活動内容

---

## 総会

- ・年に2回（年度初めと年度末）に開催。
- ・活動報告、会計報告、役員、委員の承認、規約の改正。 等

## 運営委員会

- ・PTA 本部役員及び校外委員・成人委員の各委員長と副委員長、教員（学校長・教頭・教務主任）が出席。
- ・年3回程度開催。
- ・本部役員、各委員会からの活動報告。
- ・学校行事についての情報交換。 等

## 学年委員会

- ・PTA 本部役員・校外委員・成人委員・教員（学校長・教頭・教務主任）が出席。
- ・年2回（年度初めと年度末）に開催。
- ・年度初めの委員会では、活動の引き継ぎや役割決め等。
- ・年度末の委員会では、1年を通しての活動報告及び反省等。



★各委員会（校外・成人）の定例会は、活動状況により、必要に応じて開催します！



# PTA 本部役員のお仕事

各行事の提案・実行。会計予算議決。重要事項審議・決算報告など。

会長	<ul style="list-style-type: none"><li>・西菅小学校のPTA 保護者総代表</li><li>・他校の会長と交流を持ち、情報交換</li><li>・様々な行事や会議等での挨拶</li><li>・年間を通してのスケジュール管理及び調整</li><li>・保護者・地域の方々とのパイプ役</li><li>・菅地区社会福祉協議会に出席</li></ul>
副会長 (内副)	<ul style="list-style-type: none"><li>・会長の補佐役</li><li>・学校と保護者の仲介役（窓口）</li><li>・運営委員会などでの進行役</li></ul>
副会長 (外副)	<ul style="list-style-type: none"><li>・多摩区の学校間の情報交換役</li><li>・月1回、区Pの運営委員会に出席</li><li>・施設開放委員会に出席</li><li>・区Pや市Pの活動内容を運営委員会にて報告</li></ul>
副会長 (地域副)	<ul style="list-style-type: none"><li>・菅地区社会福祉協議会に出席</li><li>・地域教育会議に参加</li><li>・広報ボランティア担当</li></ul>
会計	<ul style="list-style-type: none"><li>・PTA 会費収益金と予算のとりまとめ</li><li>・PTA 備品管理および連絡窓口</li><li>・古紙回収費の管理</li></ul>
書記	<ul style="list-style-type: none"><li>・運営委員会等において議事録の作成</li><li>・種々行事（PTA 総会等）の文書作成</li><li>・広報誌「PTA だより」年2回編集、発行</li></ul>

## 会計監査（2名）

- ・PTA 予算が適切に使われたかどうかを調査。
- ・総会などで、PTA 会員へ報告を行う。

## 地域教育会議保護者委員（1名）

- ・地域の活動に参加。主に金曜日か土曜日の夕方に打合せがある。



# 各専門委員会 ・ 各委員会のお仕事

## 校外委員会 （各学年1名選出され活動できることが理想）

- ・ 地域の方々（こども110番のお宅等）と力を合わせて、子ども達の安全対策をします。
- ・ 下校時に学区内パトロールや、地域で開催されるお祭りでのパトロールを行います。[ボランティア]
- ・ 登校時のあいさつ運動を行います。[ボランティア]



## 成人委員会 （各学年1名選出され活動できることが理想）

- ・ PTA 会員向けに、年2回程度の親または親子一緒に楽しめるセミナー（イベント）の企画、参加募集の案内、集計、当日の準備運営、反省会などを行います。  
（給食試食会、天体観測会などを開催）



## 推薦委員会

- ・ 学年委員（校外委員・成人委員）とPTA本部役員の中から選出された数名の方で構成されます。
- ・ 次年度の役員候補者を選出し、年度末の総会で承認します。

## ふれあいまつり委員会 （学年3名）

- ・ 例年10月土曜日に開催されるPTA主催のおまつりの企画立案・準備・運営を行います。
- ・ 運営委員・実行委員に分かれて準備を進めます。  
運営委員はおまつり全体の運営を、実行委員は各学年で出店する店舗の企画・運営を中心に行います。



# サークル紹介&メンバー大募集

## PTA ソフトボール

PTA 会員のお父さんを中心に楽しく汗をかき、コミュニケーションをとっています。お母さんメンバーも大募集です！！

**練習日時** 毎週土曜日  
9:00~11:30

**活動場所** 西菅小校庭



## PTA コーラス

参加者大募集中！！  
一緒に歌いましょう♪

**練習日時** 月2回金曜日  
15:30~17:00

**活動場所** 西菅小音楽室



## PTA バレーボール



PTA 会員のお母さんを中心に仲良く楽しく練習しています。一緒に汗を流しませんか！明るくて楽しい仲間が待っています！

**練習日時** 毎週月曜日  
16:30~18:30

**活動場所** 西菅小体育館

子ども連れて練習に参加できますよ！



## 図書ボランティア

朝の読み聞かせや図書室の整理・飾りつけや、お話し会などを企画しています。とても楽しい活動です。皆さん是非一緒に活動しましょう！お待ちしております。

**活動日時** 随時

**活動場所** 西菅小図書室  
教室他





# 川崎市立西菅小学校 PTA 規約

## 第一章 名 称

第 1 条 この会は川崎市立西菅小学校 PTA と称し、事務局を川崎市立西菅小学校に置く。

## 第二章 目的・活動及び方針

第 2 条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかる事を目的とし、その目的を遂げるために必要な活動をする。

第 3 条 この会の会員は、この会の名のもとに一切の営利活動、宗教活動、政治活動に関係してはならない。

第 4 条 この会は教育活動を助成するための意見を具申し、参考資料を提供するが、直接に学校の管理や教職員の人事に干渉するものではない。

## 第三章 会 員

第 5 条

(1) ①この会の会員は、川崎市立西菅小学校に在籍する児童の保護者と教職員で構成する。

②児童が西菅小学校に入学すると同時に、PTA 会員資格証を得る。

③PTA 会員資格証が必要ない場合は、PTA に申し出た上、非加入届を提出する。

(2) 「PTA 活動記録カード」の運用

・この会に在籍する児童の保護者は、「PTA 活動記録カード」を記入する。

・保管は、PTA 本部役員とし、保管期間は、在籍中とする。

・「PTA 活動記録カード」の個人情報とは、役員選出時の目的以外に利用しない。

## 第四章 機 関

第 6 条 この会には、次の機関を置く。

### 1. 総会

(1) 定期総会は、毎年 2 回年度初めと年度末に開く。(書面総会含む) 必要に応じて臨時総会を開く事ができる。

(2) 総会の定足数は、全会員の 3 分の 1 以上(委任状を含む) とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。  
・ 緊急非常事態等、会員が一同に参集できない場合は、書面による審議の上、書面表決にて決議する。

(3) 定期総会は、次の通り行う。

・ 年度初めは、前年度の活動及び決算の報告、新年度の会計監査委員の選出・新年度の活動計画・予算案の承認、規約の改廃等

・ 年度末は、次年度役員を選出

### 2. 役員会

(1) 役員会は、次の役員によって構成され、任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

・ 会長 1 名 (保護者)

・ 副会長 2 名以上 (保護者)

・ 会計 2 名 (保護者)

・ 書記 3 名 (保護者 2 ・ 教職員 1)

(2) 役員を選出は次の方法による。

・ 役員推薦委員会において、役員候補者を選出する。但し、立候補を妨げない。また、教職員の役員候補者の選出は学校に一任する。

・ 役員候補者の氏名は年度末総会の前日までに会員に通知する。

・ 役員決定は総会出席者の信任による。

(3) 役員の仕事は次の通りである。

・ 会長は PTA を代表し、この会を総括する。

・ 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその業務を代行する。

・ 会計は会計事務を処理する。

・ 書記は会務の記録・その他業務を遂行する。

・ 各委員会の選出人数を決定する。(以下、各委員会の記載人数は、原則とする。)

### 3. 運営委員会

(1) 運営委員会は、役員・校長及び各専門委員会正副委員長により構成され、開催する。

(2) 運営委員会の会務は次の通りとする。

・ 会務全般にわたる活動内容を把握し、総括する。

- ・ 総会に提出する活動計画の立案及び予算案の編成等を行う。
- ・ 専門委員会等の連絡調整をする。
- ・ 渉外にかかわる諸事項を処理する。

#### 4. 学年委員会

- (1) 学年委員会は、役員・学年委員及び校長・関係職員で構成され、開催する。
- (2) 学年委員の選出は次の方法による。
  - ・ 各学年の保護者より選ぶ。但し、再任を妨げない。また、委員につき6名に満たない場合は、学年を超えての選出とする。
- (3) 学年委員会の任務は次の通りとする。
  - ・ 各専門委員会を構成する。
  - ・ 会務全般にわたる活動計画について討議する。
  - ・ 教職員との連携を密にし、教職員に協力する。

#### 5. 専門委員会

- (1) 専門委員会は学年委員と若干名の教職員で構成し、次の委員会を置く。
  - ①校外委員会 ②成人委員会
- (2) 専門委員会ごとに互選により、正副委員長、会計、書記、推薦委員を選出する。
- (3) 各専門委員会の任務は次の通りとする。
  - ①校外委員会  
学校・家庭・地域における児童の安全を守り、環境の向上に努める。
  - ②成人委員会  
会員相互の交流親和をはかり、セミナー企画等を行う。

#### 6. 役員推薦委員会

- (1) 役員選出のための役員推薦委員会を置く。
- (2) 役員推薦委員会は、専門委員から4名以上、役員から1名、学校から1名で構成される。
  - ・ 役員推薦委員会は、委員の互選による委員長1名を選出する。
  - ・ 役員推薦委員長は、総会において役員選考経過及び役員候補者名を公表し、承認を得なければならない。
- (3) 役員推薦委員は、役員候補者になることはできない。
- (4) 役員推薦委員会の委員は、その任務を終了した時に解任される。

#### 7. 特別委員会

- (1) 特別委員会は必要に応じ運営委員会によって設ける事ができる。
  - ・ 南菅中学校区地域教育会議保護者委員を特別委員会とする。任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
  - ・ ふれあいまつり実行委員会を特別委員会とする。任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- (2) 委員の選出は次の方法による。地域教育会議保護者委員については、役員推薦委員会において委員候補者を1名以上選出する。但し、立候補を妨げない。ふれあいまつり委員については、学年より **3名** 選出する。

#### 8. 会計監査委員会

- (1) 会計監査には、学級委員以外の保護者2名・教職員1名の委員を置く。
- (2) 会計監査委員候補者は前年度運営委員会が選考し総会の承認を得る。
- (3) 会計監査委員会は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

## 第五章 会 計

- 第7条 この会の経費は、会費及びその他の収入によってまかなう。
- 第8条 この会の会費は月額1世帯300円とする。(会費徴収は学校に委任)
- 第9条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

## 第六章 個人情報の取扱い

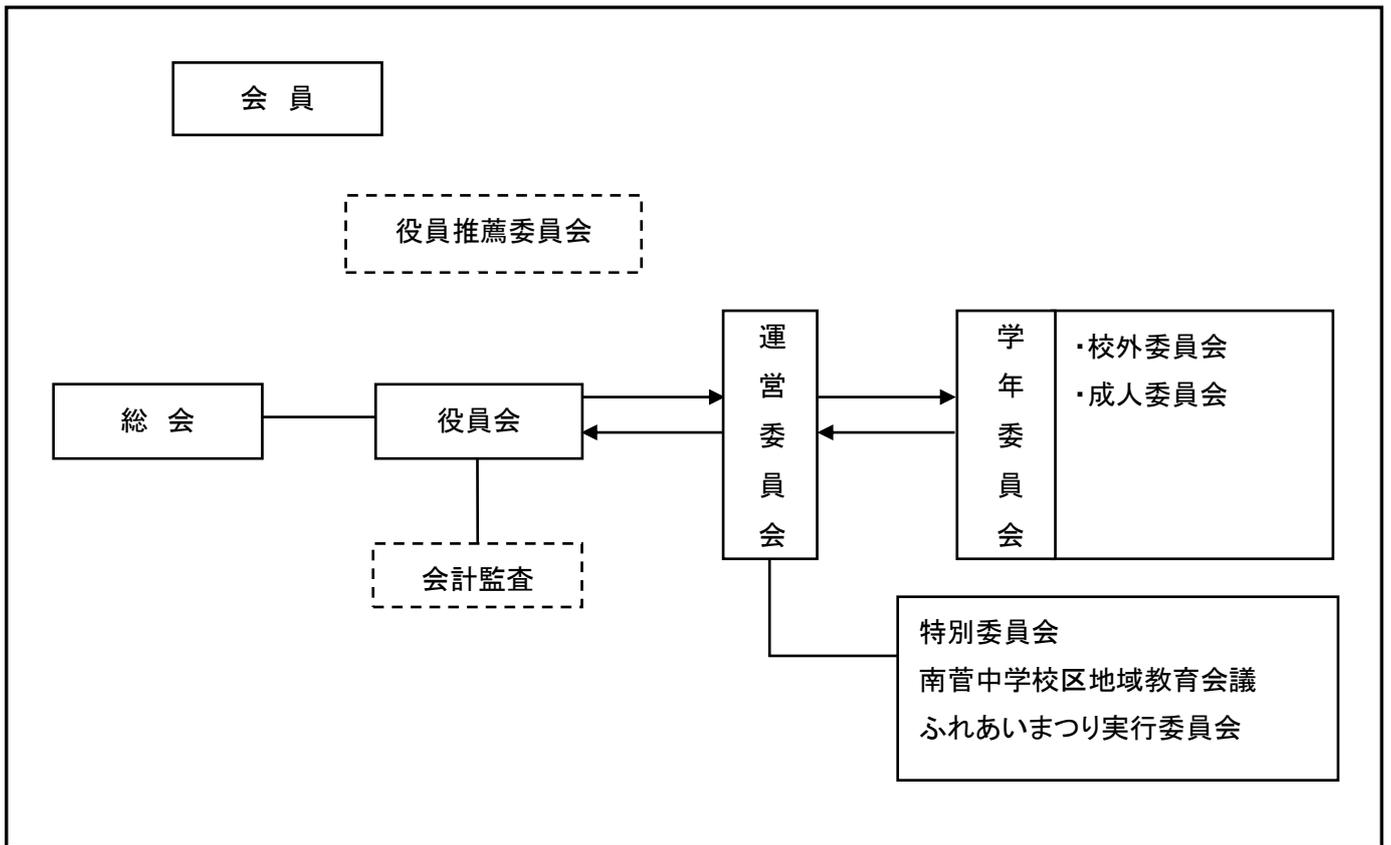
### 第10条

- (1) この会は個人情報の重要性を認識し「個人情報保護法」に基づき、この会で取り扱う個人情報の取得、利用管理を適切に行う。
- (2) この会における個人情報の管理者は会長とし、取扱者は役員及び委員会とする。
- (3) 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (4) 取得した個人情報は、以下の目的のために利用する。
  - ・ 西菅小学校 PTA の活動と、活動における連絡および文書等の発送
  - ・ 総会等の資料および広報誌、手紙等への掲載
  - ・ 「PTA 活動記録カード」・・・役員選出時の連絡、役員履歴の把握
  - ・ 「役員名簿」「各委員会名簿」・・・役員周知、役員把握
  - ・ 行事や研修会を撮影した写真画像・・・記録、広報誌、手紙掲載  
(画像は個人が特定されないよう配慮して掲載する。)
- (5) 個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄するものとする。
- (6) 個人情報は、それを取り扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切に行う。
- (7) 学校が管理する児童名簿(学年・クラス・氏名)を西菅小学校 PTA と共有する。この個人情報の取り扱いについても、(1)～(6)を遵守する。

## 附 則

- 第11条 規約は総会の議決をもって改正することができる。
- 第12条 この規約は平成2年6月15日より実施する。
- 第13条 この規約を平成3年3月4日に一部改正する。
- 第14条 この規約を平成7年5月10日に一部改正する。
- 第15条 この規約を平成10年2月21日に一部改正する。
- 第16条 この規約を平成11年5月28日に一部改正する。
- 第17条 この規約を平成16年3月12日に一部改正する。
- 第18条 この規約を平成22年3月8日に一部改正する。
- 第19条 この規約を平成25年3月5日に一部改正する。
- 第20条 この規約を平成26年3月4日に一部改正する。
- 第21条 この規約を平成27年3月5日に一部改正する。
- 第22条 この規約を平成28年3月2日に一部改正する。
- 第23条 この規約を平成30年3月2日に一部改正する。
- 第24条 この規約を令和2年7月31日に一部改正する。
- 第25条 この規約を令和3年3月5日に一部改正する。
- 第26条 この規約を令和3年3月5日に一部改正する。
- 第27条 この規約を令和3年5月7日に一部改正する。
- 第28条 この規約を令和5年1月17日に一部改正する。
- 第29条 この規約を令和5年3月3日に一部改正する。
- 第30条 この規約を令和5年9月1日に一部改正する。
- 第31条 この規約を令和6年3月1日に一部改正する。

< PTA 組織図 >



## 川崎市立西菅小学校 PTA 慶弔規定

第 1 条 この規定は川崎市立西菅小学校 PTA 規定とし、児童・会員の慶弔に関して会を代表して慶弔の意を表す。

第 2 条 慶弔金

1. 児童 相当額の弔慰金
2. 会員 相当額の弔慰金
3. 教職員 相当額の結婚祝金
  - ・教職員が結婚した際に送り、5,000円の祝い金にて祝意を表す。

第 3 条 病気・負傷・災害見舞

1. 会員児童病気負傷
  - 但し、連続 3 週以上入院又は自宅加療の時。
2. 会員災害の場合は、運営委員会で会議の上決定する。

第 4 条 この規定以外の特別な事情のある時は、役員会の上考慮する。但し、緊急の場合においては、会長の渉外事項として対処する。

第 5 条 この規定の改廃は運営委員会の合意により行う。

第 6 条 この規定は平成 2 年 6 月 15 日より実施する。

第 7 条 この規定を平成 30 年 3 月 2 日に一部改正する。

第 8 条 この規定を令和 3 年 3 月 5 日に一部改正する。